

## 令和4年度高齢者施設の停電時におけるBCP運用等支援事業に係るQ&A

Q&Aの内容は、[令和4年10月7日現在](#)のもので、  
関係団体との協議により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 1 事業の概要

#### Q1 高齢者施設の停電時におけるBCP運用等支援事業とはどのようなものか。

A1 高齢者施設におけるエネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用等を促進し、停電時（電力需給ひっ迫による計画停電時を含む。以下同じ。）においても、業務継続計画（BCP）に基づいて適切な対応ができるよう、下記の事業を実施します。

##### ① 専門家（アドバイザー）派遣

高齢者施設に省エネルギー等に係る専門家を派遣し、設備やエネルギー使用状況、停電時におけるBCP（非常災害時におけるBCPのうち、停電時の対応に関する部分をいう。以下同じ。）等を確認の上、省エネルギー化に向けた取組、停電時の事業継続等に資するエネルギーの使用の合理化のための機器及び設備や再生可能エネルギーを活用した機器及び設備（以下「省エネ・再エネ機器等」という。）の導入等についての助言等を行います。（詳細についてはQ6～14を参照）

##### ② 機器導入支援

①の専門家の助言に基づいて導入する省エネ・再エネ機器等の設置に要する経費を補助します。（詳細についてはQ15～23を参照）。

#### Q2 この事業を開始した理由はどのようなものか。

A2 国内の火力発電所の休廃止が増加していること及び今年3月の福島県沖地震の影響を受け東日本における一部の発電所が継続的に停止したこと等による電力供給力の不足に加えて、コロナ禍で抑えられていた経済社会活動の再開による電力需要の増加、さらにはウクライナ情勢等による燃料調達リスクの不確実性といった要因も加わり、今年度我が国の電力需給見通しは非常に厳しい状況になっています。今年7月の東北・東京・中部エリアにおける最大需要発生時の予備率は3.1%と2017年度以降で最も厳しい見通しとなっている中、史上最速での梅雨明けを迎え既に6月の時点で電力需給逼迫警報が出されています。また、今年度冬季（1、2月）の電力需給見通しによると東京電力管内では最大需要発生時の予備率がマイナスになるとされています。

このような中、高齢者施設においても、省エネルギーの取組を推進するとともに、電力需給ひっ迫による停電が生じた場合にも、BCPに基づいて適切にサービスを継続できるようにするため、令和4年6月、第二回都議会定例会において、本事業の実施を決定しました。

#### Q3 この事業の対象となる高齢者施設の要件はあるか。

A3 この事業の対象となる高齢者施設は、東京都内（八王子市を含む。）に所在する指定介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院です。ただし、専門家派遣において、停電時におけるBCP等の確認を実施することから、非常災害時におけるBCPを策定済又は令和4年度中に確実に策定する見込みのある施設に限るものとします。

なお、区市町村が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）については、本事業の対象外となります。

#### Q4 事業実施の流れはどのようになるか。

A4 事業を実施する施設における流れは、概ね下記のとおりです。

- ① 実施施設募集への応募：令和4年9月30日（金曜日）締切
- ② 東京都からの実施施設の選定結果及び専門家派遣の申込方法の連絡を受けて、専門家派遣受付窓口  
に申込み：令和4年8月1日（月曜日）から令和4年10月31日（月曜日）まで
- ③ 専門家派遣の実施（専門家派遣機関の決定→日程調整→施設訪問→報告書受理・フィードバック）
- ④ 改善提案に基づく省エネルギーの取組等の検討・実施、停電時におけるBCPの検証等

＜以降は、報告書において機器等の改善提案があり、かつ、機器導入支援の補助金を申請する場合＞

- ⑤ 省エネ・再エネ機器等の選定・補助金交付申請・契約手続き  
※補助金交付申請書最終提出期限：令和5年1月20日（金曜日）
- ⑥ 省エネ・再エネ機器等の設置（令和5年3月31日までに完了すること）
- ⑦ 補助金実績報告書提出
- ⑧ 補助金の額の確定後、補助金交付

#### Q5 専門家派遣の実施や機器導入支援の補助を受けるためには、どのような手続きが必要か。

A5 「令和4年度高齢者施設の停電時におけるBCP運用等支援事業の実施施設の募集」に応募いただき、東京都福祉保健局高齢者会対策部施設支援課から、実施施設として選定されていることが必要です。

なお、機器導入支援の補助は、当該事業により派遣された専門家の改善提案に基づいて導入される省エネ・再エネ機器等の経費に限りますので、当該事業の専門家派遣を受けていない施設は、機器導入支援の補助を受けることはできません。また、専門家派遣を受けた場合であっても、専門家から提出された報告書で導入の提案が記載されていない機器等については、補助金を申請することはできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 2 専門家派遣について

#### Q6 専門家派遣とは、どのようなものか。

A6 省エネルギー等に係る専門家が、高齢者施設を訪問し、現状のBCPや電気設備等を確認の上、停電時の対応に加え、施設の省エネ化に向けた取組について助言をします。

施設訪問は、令和4年9月から12月までの間で実施し、訪問時間は約4時間となります。限られた時間内での訪問となるので、資料準備（図面や使用電力量の確認等）や重点的に点検を受けたい箇所の整理等、事前の準備への御理解、御協力をお願いいたします。

なお、施設訪問後、診断結果をまとめた報告書をお渡しし、報告書の内容についてフィードバックを行います（オンライン）。

**Q7 専門家派遣を受けるにあたっての要件はあるか。**

A7 専門家派遣を受けることができるのは、指定介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院のうち、非常災害時におけるBCPを策定済又は令和4年度中に確実に策定する見込みの施設であって、東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課が募集した本事業の実施施設に応募いただき、専門家派遣等の実施施設として選定された施設となります。

なお、停電時におけるBCPの内容を確認することから、令和4年度中に策定見込みの施設については、遅くとも、専門家による施設訪問までに、当該施設における停電時の対応について、専門家に説明できるようにしておく必要があります。

**Q8 専門家派遣に費用はかかるか。**

A8 専門家派遣に係る費用は東京都が負担しますので、施設は無料で利用できます。

ただし、専門家派遣を受けるにあたって必要な施設側の対応経費（人件費、事務費等）については、施設で負担していただきます。

**Q9 どのような専門家が派遣されるのか。また、実施にあたり施設側で準備すること等はあるか。**

A9 専門家派遣は、公益財団法人東京都環境公社へ委託して実施します。当該公社において、専門家派遣受付窓口の設置、専門家を派遣する団体等（以下「派遣機関」という。）の調整、進行管理等を行います。派遣機関や専門家の要件、施設訪問時の実施内容等については、下記にお問い合わせください。

**【専門家派遣に係るお問合せ先】**

クール・ネット東京（(公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター）

メールアドレス：[cnt\\_bcp\\_shoene@tokyokankyo.jp](mailto:cnt_bcp_shoene@tokyokankyo.jp)

電話：03-5990-5087（受付時間：9時から17時まで（土日祝日は除く））

**Q10 専門家派遣の日程は、いつ頃、どのように決定されるのか。**

A10 施設訪問は、令和4年9月から12月までの間に実施することとしています。

専門家派遣の申込みをした施設について、クール・ネット東京が派遣機関を決定し、当該派遣機関と施設の間で訪問日程等の調整を行うこととなります。この際、派遣機関における業務の状況等により、御希望の時期に施設訪問を行えないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

**Q11 専門家派遣の申込みは、どのように行えばよいか。**

A11 専門家派遣の対象として選定された施設は、下記により、クール・ネット東京へお申し込みください。

○ 申込期間：令和4年8月1日（月曜日）から令和4年10月31日（月曜日）まで

○ 申込方法：「BCP運用等支援事業申込兼事前調査書」を作成し、下記申込先へEメールで送付

※Eメールの件名を「【施設名】BCP運用等支援事業の申込み」とするとともに、添付する「申込兼事前調査書」のファイル名には施設名を記入すること

○ 申込先メールアドレス：[cnt\\_bcp\\_shoene@tokyokankyo.jp](mailto:cnt_bcp_shoene@tokyokankyo.jp)

**Q12 専門家派遣を受けた後、施設が行わなければならないことはあるか。**

A12 専門家の改善提案に基づき、省エネルギー対策や省エネ・再エネ機器等の導入について検討し、当該検討結果について、派遣機関への報告を行ってください。また、電力需給ひっ迫に伴う計画停電時の対応を含め、BCPの内容の検証・見直しを行うようにしてください。

**Q13 専門家派遣において、省エネ・再エネ機器等の改善提案を受けた場合は、機器導入支援の補助金を活用して、当該機器等を設置しなければならないか。**

A13 改善提案された事項については、施設運営上、無理のない範囲で取り組んでください。  
省エネ・再エネ機器等の改善提案を受けた場合であっても、費用負担や設置スケジュール等を踏まえ、当該機器等の導入をしないこととしても差し支えありません。

**Q14 専門家派遣では、BCPの策定や見直しについてのアドバイスも受けられるのか。**

A14 この事業において派遣する専門家は、原則として、省エネルギー等に関する専門家となります（A11参照）。施設が作成したBCPに基づいて、停電時における電力の確保や停電時に稼働すべき設備の改善等、エネルギー対策に係るアドバイスは行いますが、非常災害時等の施設運営や安全確保等、BCP全般に係る助言を行うことは困難です。

東京都福祉保健局では、「高齢者施設等のBCP策定支援事業」において、BCPの策定・見直し・訓練に係る個別相談等を実施しておりますので、BCPに対する助言等が必要な場合は、こちらを御活用ください。当該事業の詳細は、下記の東京都福祉保健局HPにより御確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/bcpshien.html>

### 3 機器導入支援について

**Q15 機器導入支援の補助対象となる機器等の要件はあるか。**

A15 機器導入支援の補助対象となるのは、専門家派遣を受けた施設が、当該専門家の改善提案に基づいて導入する省エネ・再エネ機器等です。

専門家派遣において交付される報告書に記載されている機器等に限りませので、御注意ください。

**Q16 省エネ・再エネ機器等とはどのようなものか。**

A16 停電時の事業継続等に資するエネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用等を図るための機器及び設備を指します。

既存の照明設備、空調設備、給排水設備、厨房設備等をエネルギー効率の良いものに交換したり、電力確保のために、太陽光発電装置、蓄電池等を新たに設置したりすること等が考えられます。

**Q17 機器導入支援の補助額はどのくらいか。**

A17 1施設当たり、10,000千円と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額に4分の3を乗じて算出した額を補助します(千円未満切捨)。

**Q18 機器導入支援の補助対象経費はどのようなものか。**

A18 停電時の事業継続等に資する省エネ・再エネ機器等を設置するために必要な経費が対象となりますが、上記費用に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。

なお、機器等のメンテナンスの費用、当該年度内に使用予定のない予備（交換用）の消耗品に要する費用やリース費用等は補助対象経費となりません。

**Q19 省エネ・再エネ機器等の設置に伴い、電気の配線工事や壁紙の補修等を行う場合、これらに係る費用も補助対象となるか。**

A19 補助対象の省エネ・再エネ機器等を設置・稼働させるために必要不可欠な工事に限り、補助の対象となります（必要最低限のものに限る）。当該工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

**Q20 補助対象の省エネ・再エネ機器等が、併設の施設等と共用するものである場合の補助対象経費はどのように取り扱えばよいか。**

A20 他の施設や事業所等と共用する機器・設備であっても、補助基準額の範囲内で補助の対象となりますので、施設面積や定員数等により按分する必要はありません。

ただし、併設の施設・事業所は、当該機器・設備に係る公的補助（本事業の補助金を含む。）を受けることはできません。

**Q21 補助事業の実施期間に制限はあるか。**

A21 当該補助事業は、専門家派遣による助言等に基づき導入する省エネ・再エネ機器等の設置経費を支援するものであることを踏まえ、専門家派遣における報告書を受領した日以降に契約を締結し、履行期限が令和5年3月31日までのものを補助対象とします。

補助対象となる機器等については、令和5年3月31日までに、設置を完了する必要がありますので御注意ください。

**Q22 補助事業が、令和5年3月31日までに完了できない場合は、どうなるか。**

A22 省エネ・再エネ機器等の設置に係る委託契約等の履行期間が令和5年3月31日までのものに限り、補助の対象とします。ただし、契約締結後のやむを得ない事由により、事業が完了できなかった場合には、令和5年3月31日までに完了した部分の経費に限り、補助対象とします。

**Q23 省エネ・再エネ機器等の設置により、施設の構造等に変更が生じる場合、何か手続きが必要か。**

A23 施設の構造等に変更が生じる場合は、変更届又は変更許可申請書の提出が必要となります。

また、補助金の交付を受けて設置した機器や設備の更新を行う場合には、財産処分の手続きが必要となることもありますので、事前に御相談ください。

## 4 補助金交付に係る手続き等について

Q24 同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。

A24 補助金の交付申請は、施設ごとに行ってください。

なお、複数施設の契約を法人で一括して行う場合は、委託契約書等において、施設ごとの経費の内訳がわかるようにしてください。ただし、施設ごとの費用の算出が困難な経費（工事事務費等）がある場合は、合理的な方法で按分するとともに、その内容が確認できる資料を添付してください。

Q25 補助の申請はいつ行えばよいか。

A25 当該補助金の交付スケジュールは下記のとおりです。

補助事業の実施を予定している場合は、以下の交付申請期限までに、交付申請書類を東京都福祉保健局 高齢社会対策部施設支援課あてに郵送（消印有効）してください。

＜補助スケジュール（予定）＞ ※ 現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

交付申請期限	第1回：令和4年11月4日（金曜日）[消印有効] 第2回：令和5年1月20日（金曜日）[消印有効]
交付決定通知発出	交付申請期限から2か月程度
実績報告書提出期限	補助事業完了後10日以内（遅くとも令和5年4月10日（月曜日）まで）
額の確定通知発出	実績報告書を受領した日から2か月程度
補助金の支出	額の確定後1か月程度

＜交付申請書の提出先＞

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階  
東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 BCP運用等支援事業担当 宛

※ 郵送【締切日消印有効】により提出してください（来庁による持ち込みは不可）。

Q26 補助事業に係る契約締結はいつ行えばよいか。

A26 当該補助事業は、専門家派遣における報告書において、改善提案がされた省エネ・再エネ機器等を補助対象としていることから、当該報告書の受領日以降に契約したものであれば、補助対象となります。

ただし、補助金交付要綱等に基づき都が認めた経費のみが補助対象となることに留意してください。

Q27 契約の手続き等について要件はあるか。

A27 法人の経理規定等に基づき、適切な契約を行ってください。

なお、補助金として公費が支出されることを踏まえ、下記の東京都の基準を参考に、必ず競争入札又は複数の相手方による見積り合わせを行ってください（予定価格が50万円を超えない場合を除く）。

＜参考：東京都の基準＞

- ・原則として一般競争入札
- ・以下の場合は競争入札によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結することが可能（下記の基準価格は、単価ではなく、契約の総額によるものであること）
  - ア 工事又は製造の請負価格が250万円を超えないもの
  - イ 財産の買入価格が160万円を超えないもの

**Q28 交付決定後、やむを得ない事由により計画を変更する必要がある場合はどうしたらよいか。**

A28 交付申請書に提出した「事業計画書」の内容を変更する場合（設置する機器や施工内容・場所を変更する場合等）には、東京都に事前に相談のうえ、令和5年2月末までに変更交付申請書を提出してください（入札等の結果、金額だけが変更になる場合は変更交付申請を行う必要ありません。）。

なお、計画の変更に伴い、対象経費が増額になった場合でも、交付決定額が変更交付決定額の上限となります。

**Q29 実績報告書はいつまでに提出が必要か。**

A29 原則として、補助事業完了後10日以内（遅くとも令和5年4月10日（月曜日）まで）に東京都の指定する様式にて実績報告書を提出してください。

なお、交付決定前に、補助事業が完了している場合は、交付決定通知を受領後10日以内に、実績報告書を御提出ください。

**Q30 補助事業完了とは、いつの時点か。**

A30 交付決定を受けた事業に係る施工・設置が完了し、当該契約の内容の点検・確認が終了した時点となります。事業が完了した時点から、10日以内に実績報告書を提出してください。

なお、都への実績報告書提出の際に必要となりますので、事業完了の際には、納品書・完了届等の確認書類を必ず徴収し、保管してください。

**Q31 補助対象経費の支払時期に期限はあるか。また、領収書を徴収する必要はあるか。**

A31 契約書等の定めに基づき、速やかに支払いを完了してください。

なお、当該支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に変えることができます。

**Q32 現地調査は行われるか。**

A32 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施いたします。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

**Q33 補助金は、いつ頃交付されるか。**

A33 実績報告書を審査した上で、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助額の確定を行い、その内容を通知します（実績報告提出後概ね2か月程度）。

補助額の確定通知発出後、1か月程度（遅くとも令和5年5月末まで）で交付する予定です。

## 6 その他

**Q34 他の補助金と重複した申請は可能か。**

A34 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。

**Q35 補助事業により導入した機器等を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。**

A35 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、撤去し、又は廃棄することはできません。耐用年数以内に上記の財産処分を行う場合は、原則として、残存期間に係る補助金を返還していただきます。

**Q36 来年度も引き続き事業実施されるか。**

A36 当該事業は、令和4年度に限り実施することとしています。

**※ ここに示したものは、主な注意事項です。補助金の交付申請にあたっては、実施要綱や補助要綱を必ず御確認いただき、都の指定する様式によって必要書類を御提出ください。**